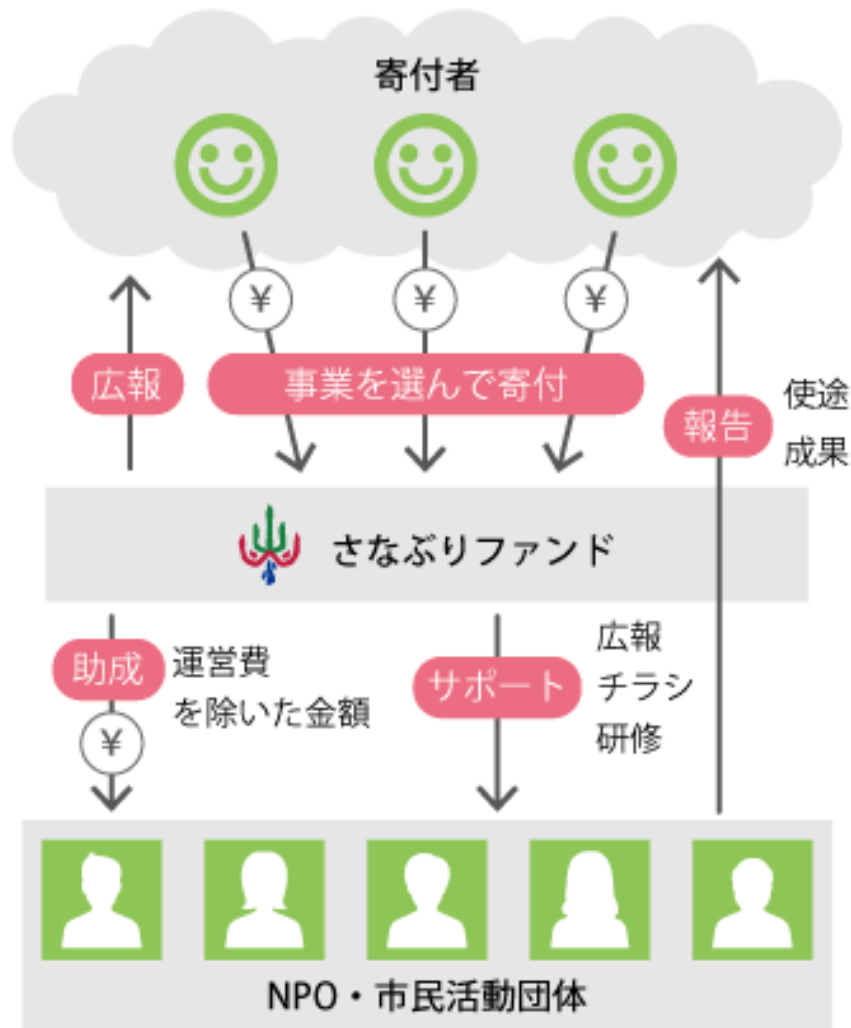


協働資金調達型 助成プログラム

募集要項

1. 趣旨

- (1) 公益の増進に資する事業の実施を支援するという趣旨に則り、市民活動団体等による事業の実施・推進に必要な経費等について寄付金を募り、受領した資金を助成金として交付することで事業の実施を支援する。寄付者には所得税等の税制優遇、団体側には事務負担の軽減と運営支援を行う。
- (2) 信頼ある公益性の高い NPO や市民活動団体への寄付を促し、それら団体の資金調達を支援することで、地域社会の課題解決やよりよい地域社会の実現と寄付文化の醸成を目指す。



2. 本プログラムの流れ

(1) さなぶりファンドと協働で資金調達をする団体(以下、参加団体)の募集・審査

このプログラムに参加し、さなぶりファンドと協働で資金を集める団体を募集します。申請にあたっては、本募集要項に定める要件を満たす団体を対象とし、設立趣旨や事業内容、組織体制などを審査のうえ、参加団体を決定します。申請時には、寄付集めを希望する理由、集めた寄付で実施したい事業の計画などを提出していただきます。

(2) 参加団体とさなぶりファンドとの協働での資金調達(=寄付集め)

参加団体とさなぶりファンドとが協働で資金調達を開始します。本プログラムで受領する寄付は、さなぶりファンド(公益財団法人 地域創造基金さなぶり)の口座に入金することを前提に、その**寄付者には公益財団法人格に基づく、税制優遇が適用されます。**

寄付集めにあたっては、さなぶりファンドが、WEB やチラシなどの広報ツールを提供するとともに、寄付者情報の管理や領収書発行などの事務作業を担い、参加団体の事務負担を軽減します。集めた寄付金額に応じて、さなぶりファンドが手数料をいただきます。

(3) 協働で調達した資金(集めた寄付金)を用いて行う事業計画の申請・審査

資金調達期間終了後、集めた資金を用いて行う事業について、具体的な事業・予算計画をさなぶりファンドに提出していただきます。事業計画の妥当性と資金使途などの審査を経て、集めた資金から手数料を除いた金額を助成金として交付します。

(4) 協働で調達した資金(集めた寄付金)の助成

交付した助成金で事業を実施し、事業終了後には報告書をご提出いただきます。事業期間など詳細は、助成金交付時にさなぶりファンドと参加団体とで協議のうえ決定します。

<寄付と助成と公益>

- ▶ 公益財団法人に対する寄付は、税制優遇の対象となります。これは、公益財団法人が、国の定める基準に則った運営を行っており、寄付の使途が公益の増進に資するものであるという前提での措置であり、書類審査や提出書類など細かくチェックされます。
- ▶ 現在の東北の地域状況を鑑みると寄付の増進は必須であると考えため、資金集めの支援を行います。公益財団法人が受領した寄付は、公益目的に使用されることを前提に、寄付に対する税制優遇が生じている関係上、当該資金が、公益目的に資する活動に使われていると証明できることが重要です。
- ▶ 一緒に寄付集めをし、当該資金を助成金という形でお渡ししますので、その使途について、元々の公益目的に資する活動に充当されていることが確認できるよう(寄付という渡しきりではなく、助成金という形で報告書の提出が前提)お願いしています。
- ▶ なお、従来、財団法人では、他組織へ資金を提供することを「寄付行為」と言ってきました。現在は、一般に助成事業といわれていますが、考え方とすると違いはありません。

3. 参加団体について

(1) 参加団体の要件

原則として、下記の要件を満たす団体を参加団体として募集します。

- 法人格を有する組織
- 団体設立後 2 年以上の活動実績・事業実績を有する組織
- 東北 6 県(青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県)に主たる事務所を有する組織
- 協働での資金調達(寄付集め)に積極的に取り組む意思のある組織
- 資金調達(寄付集め)から助成事業終了まで、さなぶりファンドに対して、定期的に適切な情報開示と事業報告を行い、説明責任を果たせる組織
- 助成金の出納を記録・管理し、証拠書類の管理・保管を適切にできる組織

(2) 法人格のない組織の場合

下記の要件を全て満たす団体については、法人格のない組織でも申請を受け付けます。

- 規約など、組織を運営するにあたってのルールが設定されていること
- 代表者など、役員が 2 人以上いること
- 会計処理にかかる報告について、さなぶりファンドの指定する会計処理基準を満たすこと
 - ◇ 基準:採択時に確認し、必要に応じて実務について支援を行います。
 - 1) 組織全体の全支出入について、出納帳などの帳簿が作成されていること
 - 2) 証拠証憑(領収書等)が、個別事業ごとに個別管理されていること
 - 3) 一定金額以上の支出は会計責任者を含む複数名の決裁の記録を残していること
 - 4) 通帳と銀行印の管理について、ルールを設け、別管理がなされていること

(3) 活動実績について

活動実績が 2 年未満の場合は、相応の事業実績、ないしは団体役員等の主要メンバーが当該事業に必要な専門性や知見、経験を有していることを文書で提出いただくことで申請を受け付けます。

4. 本プログラムでの参加団体へのメリット

(1) 税制優遇

- 寄付者に税制優遇が生じるため、寄付のメリットを感じてもらいやすくなります。特に、高額な寄付の場合には、税制優遇が前提となり、寄付額が増えることにつながります。
- 企業からの寄付の場合でも、会社の資本金に応じた非課税になる金額があがるため、会社にとっても、公益財団法人に寄付するメリットが生じます。

(2) 事務負担の軽減

- さなぶりファンドが支援団体ごとに専用銀行口座を開設します。寄付受付に伴って必ず発生する事務についてはさなぶりファンドが行います。具体的には下記のとおりです。
 - ◇ 参加団体ごとの寄付金受付専用銀行口座の開設や、クレジットカードによる寄付決済システムの提供

- ◇ 入金処理、入金明細の作成が不要 ～さなぶりファンドで入金処理をします～
- ◇ 一人ひとりの領収書の発行、発送が不要 ～マイナンバー制度への対応も心配不要～
- ◇ 寄付者の個人情報の管理が不要 ～セキュリティ保護されたデータベースで管理します～
- ◇ 寄付者への報告資料の作成の負担が軽減 ～さなぶりファンドと協働で作成します～

(3) 寄付集めと運営の支援

- さなぶりファンドのWEB やチラシ、新聞等のメディアを活用して寄付集めをサポートします。
- 中期・事業計画の策定や資金の管理、事業運営、研修計画、資金調達、助成金申請、経理処理などについて個別に支援(相談)をします。必要に応じて、専門家を紹介することもできます。
- 事業の展開についての一般的な相談なども、随時対応可能です。

5. 協働で調達する資金(寄付金)で実施する事業について

(1) 事業の要件

集める寄付金を用いて実施する事業は、下記の要件を全て満たす事業とします。

- 社会の公益に資するもので、非営利の事業
- 事業期間が2年以下の事業
 - ※ 2年以上の事業の場合は、2年後に更に2年間の計画を立てて頂ければ結構です。
 - ※ 日常的な事業の実施にかかる経費への充当も可能です。

対象外の事業

- 特定の個人を対象とした事業
- 学術的研究・調査事業、政策提言事業
- 物資の購入・配布のみの事業
- 政治・宗教に関連のある事業
- 反社会的勢力が関与している事業
- 組織から更に、他組織への寄付
- 運営指針や規則類を設けない基金の創設や充当 ※個別対応をしますのでご相談下さい。
- 借入金の返済
- 親族間の贈与に該当し、課税回避を目的にしたもの

(2) 対象となる費用

公益目的活動の実施にあたって必要な費用:通常の運営費のほか、建築費や改修費用でも可能
(例 : 人件費、謝金、旅費交通費、広報費、印刷製本費、会場借上費、会議費、通信運搬費、研修費、消耗品費、家賃水光熱費、保険料など)

(3) 対象事業の審査

対象事業の決定は、第三者で構成する審査委員会の審査結果をもとに、さなぶりファンドの理事会が最終決定を行います。

6. 審査の視点

- (1) 地域の公益の増進に資する事業であるか
- (2) 寄付金を扱うことの意味を理解し、公益の増進以外の資金に用いないという前提への合意
- (3) 地域に変化を創出しようとする強い意思、寄付金を募る明確な目的意識、具体的な組織運営能力、或いは当該の能力を学ぼうとする意思
- (4) その他、過去に弊財団が事務局を行う助成事業にて資金支援があった場合は、その点を加味します。

7. 協働での資金調達(寄付集め)について

(1) 集める金額の設定

集める金額は参加団体が任意で決定することができます。上限も設定しません。ただし、集める金額から本プログラムの運営費（さなぶりファンドの手数料）を引いた額が実際の助成金額となりますので、金額設定にあたっては、手数料率を確認のうえ、手数料分も含んだ設定をしてください。※助成をする際に、目的や内容について確認することがあります。

(2) 集める期間の設定

集める期間は、最短 6 か月間から参加団体が任意で決定することができます。期間内での資金調達の取り組み内容や、寄付金で実施したい事業スケジュールなどを鑑みて設定してください。

(3) 本プログラムの運営費

本プログラムによって調達した金額によって、下記の手数料率による運営費をいただきます。また、クレジットカード決済による寄付の場合は、決済ごとに手数料率に追加で 5% の手数料をいただきます。

調達した金額	手数料率
1,000 万円以下	15%
1,000 万円超、5,000 万円以下	14%
5,000 万円超、1 億円以下	12%
1 億円超、1 億 5,000 万円以下	11%
1 億 5,000 万円超	10%

金額スライド式

(4) 公益目的の寄付であることの確認

寄付者の方が公益事業を支援する目的で寄付していることを確認するために、以下のようなことを行う可能性があるため、予めご承知おきください。

- 申請団体役員およびその親族、利害関係者から高額のご寄付をいただいた場合、個別に事情をお聞きする。
- 本プログラムを通じて課税回避を意図していることが確認された場合には、申請団体に対して、それまでに受け取った寄付金を返金していただく、並びに悪質と認められた場合は、団体名・寄付者名を公表する可能性があります。※課税回避の例：親が子の運営する NPO に対して、当ブ

プログラムを介して資金を寄付することで、贈与税や相続税などを回避すること。

8. 参加団体決定から、寄付集めと助成までのスケジュール ※次回募集は2016年夏を予定

おおむね下記のスケジュールを予定しています。寄付集め開始後は、参加団体それぞれの期間の設定により、スケジュールが異なりますのでご注意ください。詳細は事務局にあらかじめ確認してください。

2015年9月 … 「協働型資金調達プログラム」参加団体募集開始

2015年10月 … 参加団体・第1次募集締切、参加団体審査

2016年1月18日 … 参加団体・第2次募集締切、参加団体審査

申請書受領後に、訪問・電話によるヒアリングをお願いする場合があります。

2016年2月末 … 参加団体決定、協働での資金調達にかかる覚書を締結します。

2016年3月 … 寄付集め開始

9. 申込み方法

募集締切までに、応募書類一式を下記の事務局あてにお送りください。

募集要項、申請書様式は、地域創造基金さなぶりのウェブサイトからダウンロードできます。

公益財団法人地域創造基金さなぶり ウェブサイト <http://sanaburifund.org>

(1) 必要書類

- 申請書（指定様式1）
- 役員名簿（指定様式2）
- 代表者略歴（指定様式3）
- 規約や定款など会則にあたるもの
- 法人の登記簿謄本の写し ※法人格がある場合
- 過去2か年分の事業報告書
- 過去2か年分の決算財務諸表

(2) 募集締切

2016年1月18日(火)

10. 申請書の提出先／お問い合わせ先

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル303

TEL：022-748-7283 FAX：022-748-7284 E-mail：sdone@sanaburifund.org

お問い合わせ：月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く) 9:30～18:30 担当：川村・鈴木